

# 南あわじ市 農業委員会だより



～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～

## 第2号

平成18年3月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126



豊かな自然に囲まれた三原平野でレタスを収穫する認定農業者の碇さん(複数)

### 主な内容

農地パトロール	2
標準小作料の改定	2
視察研修	3
農業者年金	3
『農地管理及び遊休農地に関する意向調査』	4
農業用施設の転用	4

意欲ある農業者を  
応援します。

南あわじ市では将来の地域農業を支える  
担い手づくりを進めています。  
現在、市内で367人の認定農業者が  
活躍しています。

# 守ろうう農地と農村

## 農地パトロール

農地パトロールに想う  
(西淡地区協議会長)

箕浦 和久

一月十一日から十三日にかけ

て地区協議会ごとに、過去一年間の農地法にかかる申請について農地パトロールを行いました。

農地の権利移動については、営農計画に基づいて農地パトロールを行いました。

農業委員に就任させていた  
（緑地区協議会長  
長尾 文善）  
だきました、はや七ヶ月がすぎました。常日頃は地域住民の皆さまから暖かいご支援ご協力を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

農地パトロールを行い感じたことは、この活動が無断転用の防止等につながると共に遊休農地、耕作放棄地を把握することができるという点です。これらをいかに食い止め解消していくか、取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくご協力をお願ひいたします。

一月十一日午前九時より緑地区を私達五名の農業委員と事務局とで平成十七年に申請のありました地区内十七ヵ所例会において報告しました。その結果、申請内容と相違する案件が一部見受けられましたが、ほとんどの案件は、申請どおりの内容で有効な利活用が図られていました。指導が必要であると判断した案件については、担当農業委員が申請者に対して、是正指導をおこないました。



## 平成18年4月から標準小作料が改訂されます

農地賃借料の目安として定められている標準小作料は、3年ごとに見直しが行われており、本年が改訂年になっております。

11月と1月に南あわじ市標準小作料協議会が開催され、粗収益から生産費用と経営者報酬を控除した残余を標準小作料とする方式で算出された額が示され、農業委員会への答申がありました。

農業委員会は答申を受けて2月20日の定例会において、次のとおり決定しました。

農地区分	小作料の標準額	備考
田	13,000円／10a	二毛作 (水稻+玉葱)

適用期間：平成18年4月 1日から  
平成21年3月31日まで

めの現状把握を目的とした一斉パトロールが委員個々の日常活動とは別に実施されています。

当市内でも高齢化に伴う離農や農地の借り手不足等が顕在化してきており喫緊の課題です。

「農業経営の安定化と担い手の育成」「消費者に軸足を移した農行政の展開」等国の施策は的を射たものと思いますが、より重要なのは消費拡大の原点に帰り、昔の食文化を取り戻すための啓発行動が先にありきと痛感するのですが、この際コーヒーとパンだけの朝食習慣を見直しませんか。

の後の状況確認のため、旧町工事について許可した案件は四十件余りありましたが、そ

の後引き続き、去る1月に地区委員全員が3班に分かれ、パトロールを実施しました。結果、一件については是正指導に該当する事案がありましたが、他は問題等もなく申請内容は遵守されておりました。

また、時期を変えて行う遊休農地や耕作放棄田対策のた

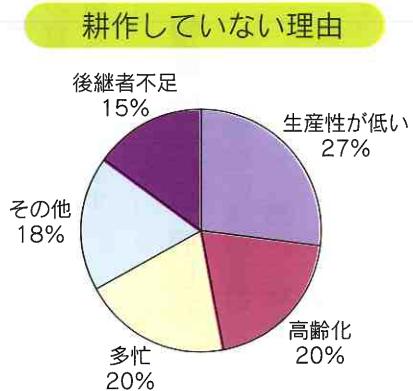
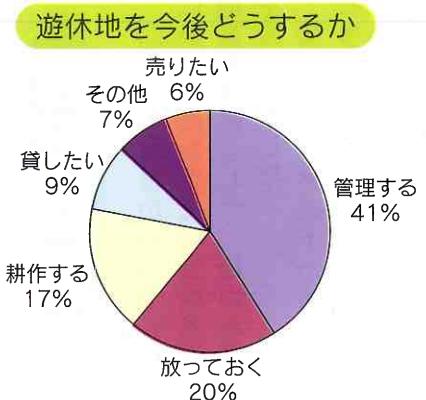
めの現状把握を目的とした一斉パトロールが委員個々の日常活動とは別に実施されています。

当市内でも高齢化に伴う離農や農地の借り手不足等が顕在化してきており喫緊の課題です。

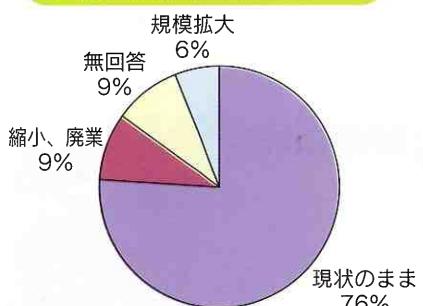
「農業経営の安定化と担い手の育成」「消費者に軸足を移した農行政の展開」等国の施策は的を射たものと思いますが、より重要なのは消費拡大の原点に限り、昔の食文化を取り戻すための啓発行動が先にありきと痛感するのですが、この際コーヒーとパンだけの朝食習慣を見直しませんか。

## 『農地管理及び遊休農地に関する意向調査』への

ご協力ありがとうございました



## 今後の農業経営について



そのため、市が実施してい  
る耕作放棄田解消事業を有効  
に活用しながら、農業経営基  
盤強化促進法による利用権設  
定等で規模拡大農家への農地  
の流動化を促進していくこと  
が今後の重要な課題となつて  
きます。農業委員会では、調  
査結果を基にしながら、認定  
農家等へのあつせん事業を含  
めた農地の有効利用の推進に  
努めたいと考えています。

高齢化が進むなかで労力不足から保全管理ができない遊休農地がますます増加するのではないかということが考えられます。

ゆる遊休農地についての今後の意向は管理する四一%、放つておく二〇%、耕作する二七%、貸したい九%、売りたいが六%でした。今後、少子

りましたが、農地の回復が困難などの理由で放置しました。耕作していらない主な理由は生産性が低い二七%、高齢による労力不足二〇%、農業以外の仕事が多忙二〇%、後継者不足一五%でした。また、保全管理できていない、いわ

りましたが、農地の回復が困難などの理由で放置しました。なつてはいる場合もありました。

## 農業用施設の届出と 許可の違いは?

農地改良するときめ?

農業用排水施設、農業用道

自分の所有する農地に農業用施設を建築する場合は、転用面積によつて農業委員会への届出と県知事の許可とにば

どの農地改良を行う場合も届けは必要です。農地で工事を行うときは必ず農業委員会に届け出て下さい。

許可なく転用したら?

許可を受けずに転用を行つた場合は、農地法違反となり、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることがでります。また、違反した場合には、懲役又は罰金の厳しい罰則が適用されることがあります。

## 申請書等審議日程について

南あわじ市農業委員会では、毎月次の日程により申請書等の受付、審査、許可を行つています。申請についての相談はお早めにお願いします。

南あわじ市農業委員会では、毎月次の日程により申請書等の受付、審査、許可を行っています。申請についての相談はお早めにお願いします。

▽申請書等受付締切 五日  
（閉庁日の場合は前日）

▽ 地区協議会

一〇三二日頃

△定例会

▽定例会 一二〇日頃  
許可書等の発行は定例会以  
後です。

内にある場合は、市に「農業振興地域の農用地の用途区分変更申請書」の提出が必要です。

## 視察研修

二月二十四日から二十五日にかけ、農業委員会委員先進地視察研修として、篠山市等を訪問しました。

篠山市は、平成十一年四月に多紀郡四町の合併により新市として誕生し、農業委員会の取り組みについては、遊休農地解消対策や市内小学校での食農教育など大変活発な活動を行っています。



### 視察研修に参加して

(三原地区協議会会長)

細川 泰弘

篠山市農業委員会を訪問し

て、短い時間ではありました  
が私なりに感じたことを報告

させていただきます。

篠山市は、冬季は比較的寒  
氣が厳しく、夏は高温という  
盆地特有の温度差の大きい内  
陸型気候の中、稲作と全国的に  
有名な丹波黒大豆・小豆などを  
を中心とした農業経営を行  
つっていました。

よる遊休農地の把握・解消対  
策や市内一九小学校での食農  
教育など、現場を重視した活  
動に取り組んでいます。

子供達と一緒にどろんこに  
なりながらの農作業体験学習  
をとおして、人間が生きる食  
生活を次世代に伝えると共に  
担い手育成にも役立てている  
ようと思いました。

また、米の消費拡大を目的  
として、イベントでの米の無  
料配布や米粉パン給食の要望  
などをおこなっています。非  
常力を中心とした農業経営を行  
つっていました。

農業委員会の活動は非常に

努力されておりまして、主柱

として「行動する委員会」と  
銘打つて、農地パトロールに

力をもつて活動をしていました。

農業委員会の活動は非常に

努力されておりまして、主柱

### 視察研修で得たもの

(南淡地区協議会会長)  
廻角 正英

南あわじ市が発足してはや  
二年目、改選後、初めての農業  
委員会先進地視察研修に参加  
しました。

篠山市との委員会交流で私  
たちは「行動する農業委員会」  
をめざしてさまざまな取り組  
みをしている篠山市農業委員  
の方々との意見交換が行わ  
ました。今後の委員会活動にも  
取り入れていきたい面もあり、  
改めて襟を正した思いでした。

他に尼崎市にある段ボール  
製造会社を見学しました。事  
業本部では、製造工程を見学  
させて頂きました。私たちが  
日々頃出荷に使用している段ボ  
ールが印刷、カット、糊付け  
の工程で一分間に二百五十枚  
を生産するスピードで製造さ  
れており、段ボールに活かさ  
れた高い技術力は見事でした。

特に、二色刷や接着後の乾燥  
の早さ、また、環境に配慮し  
た紙粉除去システムのすばら  
しさに感動しました。

今回の視察研修で得たもの  
を活かしながら農業委員とし  
ての役割を果たしていきたい  
と思います。

### 老後の安定した生活のために農業者年金へ加入を

サラリーマンの人は、定年退職を迎えたあと、厚生年金を受給することにより、老後の生活を支えます。

農業者年金は、農家の人们にもサラリーマンなみの年金を受給できるように設けられた農家のための制度です。

農家のための農業者年金にぜひご加入ください。

- 農業に従事する人は広く加入できます。
- 保険料は自由に決められます。
- 80才までの補償がついた終身年金です。
- 認定農業者等担い手には保険料の国庫助成があります。
- 税制面でも特例があります。



### 受給後は農地の移動にご注意を！

経営移譲年金を受給している人が農地を売買、貸借、転用する場合、経営移譲分が減額になることがあります。

手続きを行う前に必ず農業委員会にご相談下さい。